条文（ｂ）

（意匠の実施の承諾等）

第８条の２ 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第２条第３項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される建築物又は本件建築物（以下「本件建築物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

２　受注者は、本件建築物等の形状等に係る意匠法第３条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

　注　条文（ａ）、（ｂ）は当該業務の内容に応じて、選択的に適用する。

　※　建築設計業務委託契約書においては「第13条の２」としてください。